

別紙 1

菊川運動公園遊具更新業務 仕様書

1 業務名

菊川運動公園遊具更新業務

2 趣旨

本業務は、菊川運動公園において老朽化した遊具を更新し、安全で魅力的な遊び場を整備することを目的とするものである。

菊川運動公園は、地域の子どもたちの日常的な遊び場・居場所として利用されているほか、地域内外から訪れる利用者にとっても憩いの場となっている。そのため、安全性を確保するとともに、子どもたちが安心して楽しめる環境を整備し、地域の子どもたちの日常的な遊び場や居場所の充実を図るとともに、地域外から訪れる利用者の満足度向上にも資することを趣旨とする。

さらに、本業務を通じて地域の魅力を高め、交流人口の拡大や地域活性化につなげることを目指す。

3 実施形式

公募型プロポーザル形式

4 業務内容

(1) 見積り限度額

17,800,000円（消費税及び地方消費税含む）

※測量、設計、製品制作、設置、撤去工事等（地質調査、基礎工事、埋設管類の移設工事やその他全てを含む）の全て

(2) 履行場所

下関市菊川運動公園（下関市菊川町大字下岡枝56番地1）

※別紙2「履行場所」参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 業務概要

主な業務概要については以下のとおりとする。なお、市と入念な打合せの上、日程の確認を行いながら業務を進めるものとする。また、本業務の実施

にかかる工程表を作成し、市へ提出するものとする。

- ① 遊具の実施設計（詳細図面の作成、構造計算を含む）
- ② 遊具の製作設置工事
- ③ 老朽化した木製遊具（すべり台）の撤去及び処分
- ④ 既存ブランコの撤去及び新設
- ⑤ 上記の提案遊具の設置に伴う基礎、その他土木工事を含む

※設置する資材の運搬費用を含む。

※ゴムチップ舗装等の整備は可能とする。

※見積額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

5 業務要件

(1) 遊具設置整備に関する要件

- ① 遊具の対象年齢
3～12歳
- ② 設置する遊具
 - ・子どもたちが安全に楽しめるとともに、知的好奇心を刺激し、思考力や創造性を育む要素を備えた遊具を設置すること。
 - ・・・1基以上
 - ・幼児(概ね3歳以上)から安心して利用できる小型遊具を設置すること。
 - ・・・1基以上
- ③ 既存ブランコの撤去・新設
老朽化した既存ブランコを撤去し、新たにブランコを設置すること。ブランコの種類や規模については、新設する遊具とのバランスや整備エリア全体の最適化を考慮すること。
- ④ 既設遊具の撤去
老朽化し、現在使用禁止となっている木製遊具（すべり台）の撤去を行うこと（撤去に伴う基礎撤去、整地を含む）。
- ⑤ 設計指針
 - ・遊具は、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）（（一社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
 - ・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。特に

地際部は劣化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。また、交換部品の調達が容易であること。

・遊具設置にあたっては、遊具の特性に応じて、セーフティマットやゴムチップ舗装等、安全性に配慮した措置を講じること。

・各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。

・遊具の設置に伴い必要となるもの（地質調査、基礎工事、埋設管類の移設工事やその他全て）は、見積額の中で対応すること。

(2) 施工に関する要件

[作業面]

- ① 遊具設置整備エリアは、別紙2を確認し、設置可能な範囲に設置すること。また、受注者は、周辺の状況を確認し、設計図、構造計算書等を作成し、本市の承認を得た上で設置すること。
- ② 施工時間帯は、8時30分から17時までを標準とする。
- ③ 受託者は工事の施工にあたっては、公告日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」、「山口県土木工事施工管理基準」、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針」「公園緑地工事施工管理基準」等に基づき、実施すること。
- ④ 工事の施工の実施にあたっては、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- ⑤ 受託者は、使用材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。
- ⑥ 搬出・搬入に伴い周辺の道路舗装等を傷つける恐れがある場合は、養生等により適切な対応を行うこと。また、補修等の必要が生じた場合は、本市の指示に従い受注者により修繕すること。
- ⑦ 遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
- ⑧ 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。

[安全面]

公園利用者の安全を第一とし、施工区域内への侵入等を防ぐ仮囲いや周

知看板の設置等により安全確保に務めること。また、施工に伴い交通誘導員の配置が必要な場合には、適切に配置を行うこと。

6 提案を求める範囲

(1) 目的物のデザイン・構造形式・機能

「5 業務要件(1)遊具設置整備に関する要件」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造形式、機能についての提案を求める。

(2) 維持管理

長期的な維持管理の負担軽減やコスト削減に配慮した各使用部材についての提案を求める。また、製品の破損等に対する保証に関して、期間や保証額等の保証内容についての提案を求める。

(3) 安全対策

利用者が安全・安心に遊べる配慮や工夫、子どもの予期せぬ遊び方に対する対策等についての提案を求める。

7 再委託の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により市の承認を得たときは、この限りではない。

8 その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくとともに、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に務めること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたっては、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置の下で進めること。
- (3) 本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務完了後も、また同様とする。
- (4) 本業務完了後であっても、その成果品に瑕疵等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を修理・交換等しなければならない。
- (5) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処すること。

- (6) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (7) 受注者は、業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、誠意をもって処理すること。

9 参考資料

- (1) 別紙2 「履行場所」
- (2) 別紙3 「現況写真」

○ 契約担当課

下関市菊川総合支所地域政策課

担当：地域振興係

電話番号：083-287-1114

F A X：083-287-2739

E-mail アドレス：kgchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

別紙2 履行場所

【遊具設置整備エリア（設置可能な範囲）】



【菊川運動公園全体】



別紙3 現況写真（令和7年9月）



別紙 4

提案書作成方法等

1 提案書に記載する必要事項

(1) 提案書 A4サイズ（縦・横自由）10ページ以内

プレゼンテーションボード

「別紙1 菊川運動公園遊具更新業務 仕様書（以下「仕様書」という。）の4～6及び「別紙5 評価基準」を考慮した上で、仕様書の「4 業務内容(4)業務概要」の各項目について、具体的実施方法を記載すること。

(2) 提案書添付書類（A4又はA3サイズ、様式任意）

① 完成イメージ図

② 平面図及び構造図

③ 実施体制図及び実施工程表

（令和7年11月下旬から令和8年3月19日までの期間の実施体制及び実施行程（設計、製造、施工）が分かるもの）

④ 参考見積書

※全体額とともに、各項目の金額を記載すること。

※見積り限度額を超える提案があった場合は、失格とする。

2 必要部数

正本1部、副本9部

※副本は、会社名や参加者名が容易に判別できる表現等を記載しないでください。

3 提出方法

持参又は郵送により、令和7年10月31日（金）17時まで（必着）に、下関市菊川総合支所地域政策課に提出すること。

4 その他

(1) 提案書は1者1提案とする。

(2) 提案書を受け付けた後の差し替え、追加及び修正は原則認めない。

(3) 真に必要な場合を除き、個人情報に記載しないこと。

(4) 提案書は返却しない。

別紙5

評価基準

(審査委員会による採点基準)

評価項目	判断基準	配点
①コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの日常的な遊び場・居場所の充実という目的に沿った提案となっているか。 ・遊具を通じて地域の魅力や利用者の満足度向上につなげる考え方が示されているか。 ・学びや探求心、創造性を育む工夫など、独自性のあるコンセプトが示されているか。 ・幼児から安心して楽しめる要素を含め、幅広い年齢層に配慮した提案か。 	40点
②安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具等の配置について、安全性が十分配慮されているか。 ・子どもたちの予期せぬ遊び方に配慮し、安全面が十分に考慮されているか。 	10点
③維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の維持管理にかかるコスト削減のための工夫、設置後の維持管理体制（アフターサービスの内容）が十分な提案であるか。 ・修理や部材のメンテナンス性は優れているか。 	15点
④実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・工程ごとの時間配分が妥当であり、遊具等の引渡しまでの過程が明確に提案されているか。 ・各工程において、菊川運動公園利用者への配慮がされているか。 ・実施する人員は、十分な配置であるか。 	10点
⑤価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して価格が妥当か（コストパフォーマンスの観点） 	15点
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の魅力が一層高まる独自の提案や創意工夫が盛り込まれているか。 	10点
合計		100点